

伊丹市の人事行政の運営等の状況の公表(令和5年度)

伊丹市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、職員の任用状況やその他の勤務条件等について公表します。
なお、毎年12月に給与や職員数等の状況を別途公表していますのであわせてご覧ください。

1 職員数

職員数については、組織の簡素・効率化、行政評価による事務事業の見直しや民間委託等を活用する一方、専門性が高い業務については再任用職員の活用や会計年度任用職員の配置により、適正な定員管理に努めています。

令和5年4月1日及び令和6年4月1日の職員数は表(1)のとおりです。

表(1)職員数

(単位:人)

部局名	令和6年4月1日			令和5年4月1日			対前年増減数	
	職員数	性別(割合)		職員数	性別(割合)		職員数	性別
市長部局	744	男性	478 (64.2%)	729	男性	469 (64.3%)	15	男性 9
		女性	266 (35.8%)		女性	260 (35.7%)		女性 6
教育委員会事務局	464	男性	136 (29.3%)	451	男性	137 (30.4%)	13	男性 ▲ 1
		女性	328 (70.7%)		女性	314 (69.6%)		女性 14
消防局	213	男性	203 (95.3%)	207	男性	197 (95.2%)	6	男性 6
		女性	10 (4.7%)		女性	10 (4.8%)		女性 0
交通局	139	男性	134 (96.4%)	143	男性	138 (96.5%)	▲ 4	男性 ▲ 4
		女性	5 (3.6%)		女性	5 (3.5%)		女性 0
上下水道局	67	男性	57 (85.1%)	65	男性	55 (84.6%)	2	男性 2
		女性	10 (14.9%)		女性	10 (15.4%)		女性 0
伊丹病院	620	男性	161 (26.0%)	598	男性	153 (25.6%)	22	男性 8
		女性	459 (74.0%)		女性	445 (74.4%)		女性 14
ボートレース事業局	8	男性	7 (87.5%)	9	男性	8 (88.9%)	▲ 1	男性 ▲ 1
		女性	1 (12.5%)		女性	1 (11.1%)		女性 0
合計	2,255	男性	1,176 (52.2%)	2,202	男性	1,157 (52.5%)	53	男性 19
		女性	1,079 (47.8%)		女性	1,045 (47.5%)		女性 34

※再任用職員・任期付短時間職員・育児休業・休職中の職員を含む。

※市長部局には行政委員会を含む。

※特別職及び企業管理者を除く。

2 職員の採用の状況

正規職員の採用については、競争試験等により行っています。それぞれの職種に必要な知識・技能を測るため、短答式筆記試験、論文試験、適性試験、面接試験、集団討論試験、体力試験等の内から必要な試験を実施しています。

なお、令和5年度の職員の採用及び選考の状況は表(2)のとおりです。

表(2)令和5年度採用試験・選考実施状況

職 種	募集人員	1次試験実施日	応募者数	受験者数	一次合格者数	最終合格者数	採用者数	うち女性数(割合)	競争倍率
事務職(行政実務経験者)	3名程度	令和5年5月7日	26	26	6	6	4	1 (25.0%)	4.3
技術職(建築)	若干名	令和5年5月7日	5	4	0	0	0	0 -	-
技術職(土木)	若干名	令和5年5月7日	4	4	2	2	2	0 (0.0%)	2.0
技術職(造園(農学))	若干名	令和5年5月7日	3	3	1	1	1	0 (0.0%)	3.0
技術職(化学)	若干名	【教養試験+専門試験】 令和5年4月16日 【C-Gab plus】 令和5年4月5日 ～4月17日 ※デジタルはC-Gabのみ	10	9	4	1	1	0 (0.0%)	9.0
事務職(デジタル)	若干名		4	3	2	1	1	0 (0.0%)	3.0

大学卒事務職A		【教養試験+専門試験】	194	160	52	9	6	2 (33.3%)	17.8
大学卒事務職B(民間企業等経験2年以上)	10名程度	令和5年7月9日【C-GAB plus】	70	61	18	6	5	1 (20.0%)	10.2
大学卒事務職(デジタル)		令和5年6月22日～7月10日 ※大学卒事務職(デジタル)及び事務職(社会福祉士)はC-Gabのみ	20	19	3	0	0	0 -	-
事務職(社会福祉士)	若干名		25	21	7	2	2	1 (50.0%)	10.5
保健師	若干名		9	9	7	2	2	2 (100.0%)	4.5
技術職(土木・造園)	若干名	令和5年7月16日	10	9	6	4	2	1 (50.0%)	2.3
技術職(建築)	若干名	令和5年7月16日	9	4	3	1	0	0 -	4.0
技術職(機械)	若干名	令和5年7月16日	10	9	3	2	2	0 -	4.5
技術職(電気)	若干名	令和5年7月16日	1	0	0	0	0	0 -	-
事務職(障がい者)	若干名	【マークシート試験】 令和5年11月5日【WEB・テストセンタ受験】 令和5年10月27日～11月11日	36	29	12	1	1	1 (100.0%)	29.0
事務職(就職氷河期世代)	若干名	令和5年10月13日	71	69	34	2	1	1 (100.0%)	34.5
保健師(任期付)	若干名	令和5年10月29日	1	1	1	1	1	1 (100.0%)	1.0
技術職(建築)	若干名	令和6年2月4日	1	1	1	1	1	0 (0.0%)	1.0
技術職(機械)	若干名	令和6年2月4日	1	1	1	1	1	0 (0.0%)	1.0
技術職(電気)	若干名	令和6年2月4日	1	1	0	0	0	0 -	-
事務職(学芸員)	若干名	令和6年3月11日	1	1	1	1	1	1 (100.0%)	1.0
保育教諭等	15名程度	令和5年9月24日	97	71	38	24	24	23 (95.8%)	3.0
保育教諭等(任期付職員)	10名程度	令和5年7月9日	2	2	2	1	1	1 (100.0%)	2.0
消防吏員(大卒程度)	6名程度	令和5年9月17日(筆記試験)	48	31	8	4	4	0 (0.0%)	7.8
消防吏員(高校・短大卒程度)		令和5年9月23日(集団面接)	39	25	8	3	3	0 (0.0%)	8.3
看護職(次年度採用)		令和5年4月22日	35	35	30	30	21	20 (95.2%)	1.2
看護職(次年度採用)		令和5年5月27日	10	10	8	8	6	6 (100.0%)	1.3
看護職(次年度採用)		令和5年6月24日	6	6	5	5	4	3 (75.0%)	1.2
看護職(次年度採用)		令和5年7月22日	11	10	7	7	4	4 (100.0%)	1.4
看護職(次年度採用)		令和5年9月27日	3	2	2	2	1	1 (100.0%)	1.0
看護職(次年度採用)		令和5年10月27日	2	2	2	2	2	2 (100.0%)	1.0
看護職(次年度採用)		令和5年11月28日	1	1	1	1	1	0 (0.0%)	1.0
看護職(次年度採用)		令和5年12月21日	3	3	2	2	2	1 (50.0%)	1.5
看護職(次年度採用)		令和6年2月2日	5	5	4	4	4	2 (50.0%)	1.3
看護職(当該年度採用)		令和5年7月22日	1	1	1	1	0	0 -	1.0
看護職(当該年度採用)	若干名	令和6年2月2日	1	1	1	1	1	1 (100.0%)	1.0
医療ソーシャルワーカー(当該年度採用)	1	令和5年5月18日	3	2	0	0	0	0 -	-
医療ソーシャルワーカー(当該年度採用)	1	令和5年8月8日	1	1	0	0	0	0 -	-
医療ソーシャルワーカー(当該年度採用)	1	令和5年12月13日	2	2	1	1	1	1 (100.0%)	2.0
事務(当該年度採用)	2	令和5年6月7日～6月20日	7	7	6	1	1	1 (100.0%)	7.0
事務(当該年度採用)	2	令和5年10月7日～10月23日	6	5	3	2	2	2 (100.0%)	2.5
診療放射線技師(当該年度採用)	1	令和5年8月9日	4	4	2	2	2	0 (0.0%)	2.0
診療放射線技師(次年度採用)	1	令和6年3月29日	3	3	1	1	1	1 (100.0%)	3.0
診療看護師(次年度採用)	2	令和5年11月7日	2	2	2	2	2	2 (100.0%)	1.0
管理栄養士(当該年度採用)	1	令和5年11月21日	1	1	1	1	1	0 (0.0%)	1.0
管理栄養士(次年度採用)	1	令和6年3月7日	1	1	1	1	0	0 -	1.0
救急救命士(次年度採用)	3	令和5年12月14日	3	3	2	2	2	0 (0.0%)	1.5
救急救命士(次年度採用)	1	令和6年2月7日	3	2	1	1	1	1 (100.0%)	2.0
臨床検査技師(次年度採用)	1	令和6年1月10日	2	2	1	1	1	1 (100.0%)	2.0

3 職員の退職の状況

令和5年度における職員の退職者の状況は、表(3)のとおりです。

表(3)退職者の状況 (単位:人)

	定年退職	普通退職	勲奨退職	任期満了	その他	合計
市長部局	1	8	1	1	1	12
教育委員会事務局	0	10	0	11	0	21
消防局	0	1	0	0	0	1
交通局	0	2	0	0	0	2
上下水道局	0	0	0	0	0	0
伊丹病院	1	42	4	1	0	48
ボートレース事業局	0	0	0	0	0	0
合計	2	63	5	13	1	84

※再任用職員の退職は含まない。

4 職員の給与の状況

令和5年度に職員に支給した給与は、表(4)のとおりです。

表(4)令和5年度職員給与決算見込額 (単位:千円)

	市長部局	教育委員会事務局	消防局	交通局	上下水道局	伊丹病院	ボートレース事業局
職員数 (令和6年3月31日現在)	740	463	207	201	68	590	9
給料	2,799,828	1,624,008	768,091	705,478	255,125	2,281,938	37,081
地域手当	300,728	170,667	83,304	60,440	27,451	243,153	4,056
扶養手当	86,388	38,225	43,353	23,777	11,576	46,521	816
通勤手当	55,167	25,912	10,902	5,898	3,830	32,885	908
管理職手当	114,975	44,605	21,600	4,295	7,814	95,476	2,664
時間外勤務手当	261,437	133,188	127,802	224,449	13,105	138,720	2,516
夜勤手当	0	0	16,932	4,431	53	48,503	0
期末勤勉手当	1,272,692	722,821	350,505	174,624	116,292	671,430	16,450
特殊勤務手当	132	4,125	11,733	11,243	160	277,686	0
住居手当	57,330	32,936	15,064	6,169	5,572	52,135	28
管理職員特別勤務手当	3,210	1,882	1,677	69	42	15	14
初任給調整手当	0	0	0	0	0	9,536	0
宿日直手当	0	0	0	0	0	10,245	0
教員特別手当	0	2,574	0	0	0	0	0

※特別職を除く。

※企業会計において、期末勤勉手当額は、実支給額。

(平成26年度から会計基準の見直し(引当義務化)のため、企業の決算書とは数値が異なる。)

5 職員の勤務時間

一般職員の勤務時間の設定は表(5)のとおりです。

表(5)職員の基本的な勤務時間

	開始時間	終了時間	休憩時間	1週間の勤務時間
本庁	8時45分	17時30分	12時00分～13時00分	38時間45分
	9時00分	17時45分		
交通局	9時00分	17時45分		
上下水道局	8時45分	17時30分		
伊丹病院	8時30分	17時15分		
ボートレース事業局	8時45分	17時30分		

6 職員の休暇制度の状況

職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間があります。また、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業、部分休業及び育児短時間勤務制度があります(表(6))。

令和5年度における年次有給休暇、介護休暇、育児休業、部分休業、育児短時間勤務制度の取得状況は表(7)のとおりです。

表(6)各種休暇制度等の状況

種類	基準等	日数等
年次有給休暇	年度ごとに付与	20日
特別休暇	以下の場合において、特別休暇を願い出て承認されたときに付与される休暇	
	職員が選挙権その他公民として権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所等へ出頭する場合	必要と認められる期間
	職員が骨髄移植のための骨髄液のドナーとして登録又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間
	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで被災者を支援する活動や身体障害者療護施設・特別養護老人ホーム等における活動等の社会貢献活動を行う場合	5日以内
	職員が結婚する場合	結婚後以後5日以内
	8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日まで
	女子職員が出産した場合	出産の日後8週間
	生後1年6月に満たない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ45分以内
	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内 (体外受精等を受ける場合は10日以内)
	職員の妻が出産する場合で、出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる時	3日以内
	職員の妻が出産する場合で、その産前・産後期間中に出産に係る子または中学校就学前の子を養育するため勤務をしないことが相当であると認められた時	5日以内
	職員が負傷又は病気の中学校就学前の子の看護を行なうため勤務しないことが相当と認められる場合	5日以内 (2人以上の場合は10日以内)
	職員が負傷、疾病又は老齢の要介護者の介護、その他の世話をを行うため勤務しないことが相当と認められる場合	5日以内 (2人以上の場合は10日以内)
	女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	2日以内
	女子職員が妊娠による疾病等のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	5日以内
	職員の親族が死亡した場合	続柄により7日以内
	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日
	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内
	職員が地震、水害、火災その他の災害により、住居の滅失・損壊、交通遮断、危険の回避等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7日以内
	職員が心身の活力の維持及び増進を行ない、職務への意欲の喚起、自己研鑽又は充実した生活を実現するための生活設計を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合(勤続10年及び20年に達した場合)	連続する5日以内

介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	合計6月以下の期間内で3回以下
介護時間	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、1日の勤務の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する3年の期間内
育児休業	満3歳に満たない子を養育するため、職務に従事しないことを認める制度	子が3歳に達する日まで
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の始めまたは終りに30分を単位として2時間を限度に勤務に従事しないことを認める制度	子が小学校就学の始期に達するまで
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、短時間勤務(週勤務時間20時間～25時間)を認める制度	子が小学校就学の始期に達するまで

表(7)年次有給休暇・介護休暇・育児休業・部分休業・育児短時間勤務制度の取得状況(令和5年度)

① 年次有給休暇の取得状況(市長部局)

年間取得日数	15.6日
--------	-------

② 介護休暇・育児休業・部分休業・育児短時間勤務制度の取得者数

	男性	女性
介護休暇	5	5
育児休業	24	33
部分休業	9	26
育児短時間勤務	0	9

※令和5年度に新たに取得した人数。

7 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員になされる処分であり、心身の故障によるものや職に必要な適格性を欠く場合の処分があります。

懲戒処分とは制裁的処分であり、職員の義務違反に対するものや全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合があります。

令和5年度に分限処分及び懲戒処分の状況は表(8)のとおりです。

表(8)分限処分及び懲戒処分の状況(令和5年度)

① 分限処分の状況

(単位:件)

処分の事由	処分の種類	免職	休職	降任	降給	合計
勤務実績が良くない場合		0	0	0	0	0
心身の故障の場合		0	88	0	0	88
職に必要な適格性を欠く場合		0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0	0	0	0	0
刑事事件に関し、起訴された場合		0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合		0	0	0	0	0

※同一の者が複数回にわたり休職処分に付された場合、その数を重複して計上している。

② 懲戒処分の状況

(単位:件)

処分の事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合		0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		3	2	0	0	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		0	1	0	2	3

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の改正(平成28年4月1日)に伴い、市を退職し企業等に再就職した元職員(以下「再就職者」という。)による現職職員への働きかけの禁止等が新たに同法に規定されました。

市では、再就職者による再就職状況の届出義務化などを規定した「伊丹市職員の退職管理に関する条例」を平成28年4月1日から施行し、退職管理のより一層の適正化に取り組むこととしました。

令和5年度における同条例に基づく届出件数はありませんでした。

9 職員の研修の状況

伊丹市総合計画(第6次)の着実な推進に向け、人材育成基本方針に基づき、「自ら課題解決に向けて積極的に行動できる職員(自律型職員)」を育成するため様々な研修を実施しています。

主任級、主査級、課長級の各階層別研修では、リーダーシップ能力向上に関するスキルや知識を身に付けることができるよう主任リーダー研修や初級マネジメント研修、新任課長級研修を実施しました。また、職員自らの積極的な能力開発とモチベーションの向上を支援するため、職員が希望する科目を受講できる公募型研修として、Webデザイン研修やアサーティブコミュニケーション研修を実施しました。

この他、自治大学校や市町村アカデミー等への派遣など多様な高度専門研修に加え、総務省自治実務研修への派遣などの派遣研修プログラムの充実を図りました。研修の受講者数は、延べ44,861名で、その内訳は表(9)のとおりです。

表(9)令和5年度職員研修実施状況

区分	内容	受講のべ人数
自主研修	職員の自己啓発、相互啓発を支援する。 (自己啓発に関する講座、先進自治体への視察等)	21
職場研修	部・室・課・グループ単位での集合研修 (環境マネジメント研修、業務内容に関する専門研修等)	32,637
基本研修	組織のニーズに基づき、各人に共通の土台となる資質を身に付ける。 (階層別研修(新規採用、新任主任、新任主査、課長級、再任用等))	6,818
人権研修	市職員として人権感覚を磨く。 (階層別人権研修、職場人権研修、各種研究集会への派遣研修等)	3,641
実務専門研修	職場のニーズに応じた実務研修、応急手当、交通安全等に関する知識を身に付ける。 (新任財務会計担当者研修、普通救命講習会等)	4,513
派遣研修	外部の研修機関に派遣することにより、同じ課題を持つ人と情報を交換し、自己の能力の向上を図る。 (自治大学校、国土交通大学校、全国建設研修センター、市町村アカデミー、国際文化アカデミー、兵庫県自治研修所等へ派遣等)	231
合計		47,861

10 昇任の状況について

昇任などは、勤務成績評定を参考に選考に基づいて決定されます。市全体で令和6年4月1日付で、部長級7人、次長15人、課長級24人、副主幹級3人、主査級54人、主任級15人の昇任がありました。令和6年4月1日付での昇任者数は表(10)のとおりです。

表(10)令和6年4月1日昇任者数

役職	人数	うち女性数	女性比率
部長級	7	2	28.6%
次長級	15	5	33.3%
課長級	24	8	33.3%
副主幹級	3	2	66.7%
主査級	54	29	53.7%
主任級	15	8	53.3%
合計	118	54	45.8%

11 人事評価制度について

地方公務員法の改正に伴い、平成28年度より本格的に、能力と業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入いたしました。

この制度は単に目標の達成について、良し悪しの判断をすることを目的としているのではなく、目標設定を通じて組織目標の理解を深めたり、年度末の振り返りを通じて今後の取り組み課題を見つけるなど、職員自らが能力を向上させ、成長していく過程を支えるための制度であり、従前より進めてきた職員の人材育成をより一層推進させる仕組みとして活用することを目的としています。評価の状況は表(11)のとおりです。

表(11)評価の状況

項目	内容
評価期間	業績評価: 令和6年4月1日～令和7年3月31日
	能力評価: 令和6年4月1日～令和7年3月31日
評価基準日	業績評価: 令和7年2月1日
	能力評価: 令和7年2月1日
評価対象者	全職員
評価項目	業績評価(業績目標の達成度)・能力評価(職務遂行過程における能力の発揮状況)

12 福利厚生について

地方公共団体は地方公務員法の規定により、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を立て、実施しなければならないことが定められています。本市職員の共済制度は、兵庫県市町村職員共済組合が実施しています。

また、職員は伊丹市職員厚生会に加入し、福利厚生の充実を図っています。詳細は表(12)のとおりです。

表(12)職員の福利厚生の状況

① 健康管理事業 (単位:人)

項目	事業内容	令和5年度実績
定期健康診断	胸部X線、血液、胃部X線検査等を全職員を対象に実施	1,365
特別健康診断	OA機器作業従事者を対象にしたVDT検診、有機リン及び結核検査など職種に応じた特別健康診断を実施	337
人間ドック補助	35歳以上の組合員を対象に実施	707
メンタルヘルス研修会	職位や経験年数に応じて研修会を実施	241
カウンセリング相談事業	カウンセリングや精神科産業医、保健師等による相談事業を実施	668

② 厚生事業 (単位:件)

項目	事業内容	令和5年度実績
カフェテリアプラン	人間ドック・通信教育・旅行費用・育児介護サービス等のメニューの中から選択、会員に与えられたポイントの範囲内で補助を受ける制度	3,459

13 職員からの措置請求・審査請求について

職員は、公平委員会に対して、給与その他の勤務条件に関して、使用者である地方公共団体の当局が適当な措置を執るべきことについての要求を行うことができることとなっています。またその意に反して懲戒処分等、不利益な処分を受けたと思うときは、それについての審査請求を行うことができることとなっています(地方公務員法第46条、第49条の2第1項)。

令和5年度において、勤務条件に関する措置の要求や不利益処分に関する審査請求はありませんでした。

表(13)措置要求・審査請求の状況

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	該当なし
不利益処分に関する審査請求の状況	該当なし

14 特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条の規定に基づく女性の職業選択に資する情報の公表及び次世代育成支援対策推進法第19条に基づく特定事業主行動計画に基づく措置の状況です。詳細は表(14)のとおりです。

表(14)特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況(令和6年4月1日時点)

① 管理職の女性割合及び各役職段階に占める女性職員の割合

全体	男性	女性	計	女性割合		
理事級	1	0	1	0.0%	27.0%	34.2%
部長級	30	7	37	18.9%		
次長級	71	20	91	22.0%		
課長級	125	57	182	31.3%		
副主幹級	14	14	28	50.0%		
主査級	330	199	529	37.6%		
主任級	209	194	403	48.1%		
一般職	396	588	984	59.8%		
計	1,176	1,079	2,255	47.8%		

②男性職員の配偶者出産休暇取得状況(令和5年度)

新たに育児休業取得可能となった職員数	配偶者出産休暇を取得した職員数	取得率
44	20	45.5%

③男性職員の育児参加のための休暇取得状況(令和5年度)

新たに育児休業取得可能となった職員数	育児参加のための休暇を取得した職員数	取得率
44	19	43.2%

④男女別の育児休業取得者数及び取得率(令和5年度)

性別	新たに育児休業取得可能となった職員数	育児休業取得者数	取得率
男性	44	24	54.5%
女性	33	33	100.0%
計	77	57	74.0%